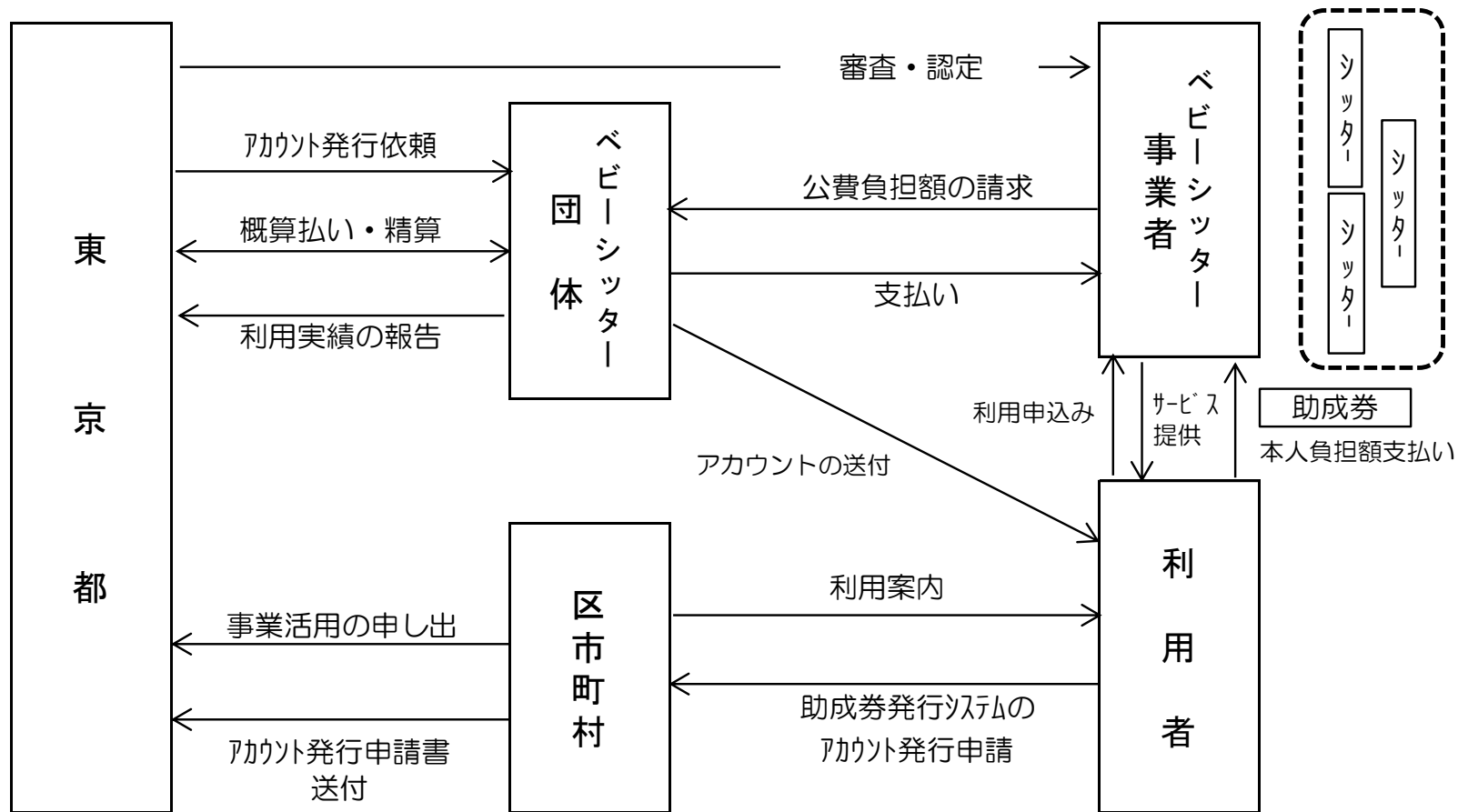


①ベビーシッター事業者連携型 スキーム図

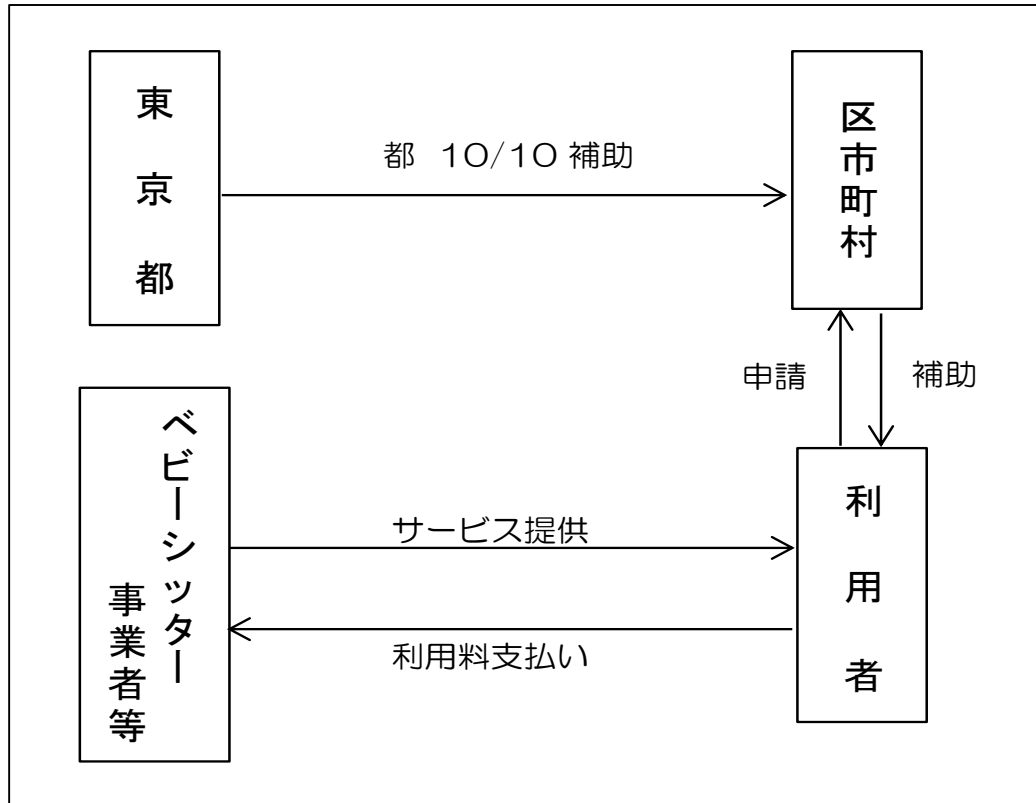
- 事業を活用する区市町村は、都に活用申出書を提出
- 区市町村は、本事業による支援を必要とする対象者に利用を案内
- 利用者は、都が審査し認定したベビーシッター事業者の中から選択・契約
- ベビーシッター事業者は、都が指定する研修を修了したベビーシッターを派遣



②区市町村バウチャー型 / ③区市町村認可居宅訪問型保育事業 スキーム図

<区市町村バウチャー型>

- 対象者に対し、独自にベビーシッター利用料の負担軽減を行う区市町村を補助



<区市町村認可居宅訪問型保育事業>

- 対象者に対し、子ども・子育て支援法による居宅訪問型保育事業の仕組みを活用して児童の預かりを提供する区市町村を補助

